



平成 23 年 1 月 28 日

各 位

会社名



(証券コード 4541 東証・大証・名証各第一部)

代表者名 代表取締役社長 田村 友一

問合せ先 取締役管理本部長 赤根 賢治

TEL 076-442-7026

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 23 年 1 月 28 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達】の目的

当社は、昭和 40 年の創業以来、健康生活を願う人々の期待に応えるため経済性に優れた品質の高い医療用医薬品の製造販売を行い、現在全国約 12 万 7,000 軒の医療機関等で当社製品を採用していただいておりますジェネリック医薬品の国内最大手メーカーであります。

近年、わが国におきましては社会保障費の対策が急務とされており、そのひとつの対策として低コストのジェネリック医薬品の普及が推進されており、平成 19 年 6 月 19 日の閣議におきまして「平成 24 年までにジェネリック医薬品の数量シェアを 30%以上にする」という決定が行われ、その方針の下ジェネリック医薬品の需要は大幅に拡大してきております。

このような業界環境の中、最近では新薬メーカー、外資系メーカーさらには異業種からのジェネリック医薬品業界への参入も見られ、今後競争はますます激化していくことが予想されますが、当社では、このような市場環境の変化をチャンスと捉え、平成 21 年度から平成 24 年度までの第 5 次中期経営計画「Honeycomb2012」を策定し、世界のトップ 10 を目指して企業価値向上に積極的に取り組んでいるところであります。

また、当社は平成 24 年以降の展開を見据え、その布石としてサノフィ・アベンティス社との業務・資本提携、アメリカ合衆国及び香港、マレーシア、タイなど東南アジアへの海外展開、また同業他社に先んじてのバイオ後続品の開発に着手するなど新分野への対応も着実に進めてきており、今後とも継続的な成長を前提とした事業拡大を図ってまいります。

このためには通常の設定投資や研究開発に加え、原薬から製剤開発・品質管理までの一体管理体制の強化、外注比率の見直しによる内製化強化の設備投資、バイオ後続品等将来大きな成長が見込まれる分野への戦略的投資、保有情報を有機的に結びつけ効率的生産を後押しする生産管理システムの構築等の施策を時期を逸せずに行うことで競争に勝ち抜き、当社の更なる成長を実現させていきたいと考えております。

今回の公募増資は、資本力を強化しこれらの投資をスピーディ且つ確実に実行し、業績の向上、財務基盤の強化とともに更なる技術力・品質向上、人材の確保を図りながら、中長期的成長を確実なものとし、更なる企業価値の拡大を果たしていくことを目的として行うものであります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 7,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 23 年 2 月 7 日(月)から平成 23 年 2 月 10 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社（単独ブックランナー）、大和証券キャピタル・マーケット株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 23 年 2 月 15 日(火)から平成 23 年 2 月 18 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田村友一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000 株  
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 1,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田村友一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の当社普通株式 1,000,000 株  
種類及び数
- (2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込決定方法金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額  
増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成23年3月11日(金)
- (6) 払込期日 平成23年3月14日(月)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田村友一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社から1,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,000,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成23年1月28日(金)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,000,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成23年3月14日(月)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成23年3月7日(月)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	32,729,417株	(平成22年12月31日現在)
公募増資による増加株式数	7,000,000株	
公募増資後の発行済株式総数	39,729,417株	
第三者割当増資による増加株式数	1,000,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	40,729,417株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 21,051,280,000 円については、平成 25 年 11 月までに 13,737 百万円を当社グループの設備投資資金に、平成 25 年 11 月までに 5,607 百万円を研究開発資金に、平成 23 年 11 月までに 1,600 百万円をバイオ後続品（注）1.）の研究開発を目的として共同開発を進めている韓国の Arogen Inc. への追加出資にそれぞれ充当し、残額が生じた場合は平成 23 年 5 月までに借入金の返済に充当する予定であります。設備投資資金につきましては、バイオ後続品の開発や品質保証体制の強化等を目的とした開発品質管理センター（Honeycomb 棟）の新設及び連結子会社である日医工ファーマ株式会社愛知工場における内製化強化も視野に入れた生産設備の新設・改修等に充当する他、滑川第一工場の建設資金及びソフトウェア開発資金等、下記設備計画において列挙された設備（当社社員寮を除く。）への投資に充当する予定であります。研究開発資金につきましては、2,207 百万円をジェネリック医薬品（注）2.）開発のための生物学的同等性試験（注）3.）等に充当し、3,400 百万円を新たに組み込むバイオ後続品の臨床試験等に充当する予定であります。

- (注) 1. バイオ後続品：国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品。先発バイオ医薬品と全く同じものではないという意味で「バイオシミラー」とも呼ばれる。
2. ジェネリック医薬品：最初に開発して発売された「先発医薬品」の特許が切れた後に発売される「後発医薬品」。「先発医薬品と同じ有効成分で、含量、投与経路、効能・効果、用法・用量が等しい医薬品」とも定義され、通常は先発医薬品の再審査期間及び物質特許期間が満了した後に発売される医薬品。
3. 生物学的同等性試験：健常人に2種の製剤、たとえば先発医薬品と後発医薬品を投与し、そのくすりの血中濃度推移を比較することによって、そのくすりの安全性と有効性が同等であることを証明する試験。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、当社グループの主要な設備計画は、平成23年1月28日現在（ただし、既支払額については平成22年12月31日現在）、以下のとおりとなっております。

新設

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 開発品質管理 センター	富山県 滑川市	研究及び開発 設備	3,300,000	300,000	増資資金及 び自己資金	平成22年7月	平成23年10月	(注)1.
当社 滑川第一工場	富山県 滑川市	土地及び製造 設備他	1,885,000	53,950	増資資金及 び自己資金	平成22年4月	平成25年11月	(注)2.
当社 滑川第二工場	富山県 滑川市	製造設備	145,000	—	増資資金	平成22年12月	平成24年5月	(注)3.
当社 医薬開発 センター	富山県 滑川市	研究設備	930,000	—	増資資金	平成22年12月	平成25年8月	(注)4.
当社 管理本部	富山県 富山市	ソフトウェア	2,233,000	—	増資資金	平成23年1月	平成25年11月	(注)5.
当社 社員寮	富山県 富山市	厚生施設	217,000	—	自己資金	平成23年3月	平成23年8月	(注)6.
日医工ファーマ (株)愛知工場	愛知県 春日井市	製造設備他	4,145,000	—	当社からの 投融資資金 (注)8.	平成23年1月	平成25年11月	(注)7.
日医工ファーマ (株)山形工場	山形県 天童市	製造設備他	657,000	—	当社からの 投融資資金 (注)8.	平成23年1月	平成24年10月	(注)7.
日医工ファーマ (株)埼玉工場	さいたま 市西区	製造設備他	1,363,000	567,000	自己資金及 び当社から の投融資資 金(注)8.	平成23年1月	平成25年10月	(注)7.

- (注) 1. 開発の効率化・スピード化、開発及び品質保証体制の強化を目的としており、完成後の増加能力を数値的に算定することは困難なため記載を省略しております。  
2. 完成後の増加能力は、工場拡張余力の確保や合理化等を目的としているため、記載しておりません。  
3. 完成後の増加能力は、合理化等を目的としているため、記載しておりません。  
4. 完成後の増加能力は、信頼性の確保等を目的としているため、記載しておりません。  
5. 受発注のリードタイムの短縮及びコスト管理等を目的としたものであります。  
6. 完成後の増加能力は、社員の厚生施設のため、記載しておりません。  
7. 完成後の増加能力は、安定供給体制の構築等を目的としているため、記載しておりません。  
8. 当社からの投融資資金については今回の増資資金より投融資を行います。

(2) 前回調達資金の用途の変更

平成22年6月に第三者割当増資により資金調達を行いました。が、調達資金の用途の変更はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、当社グループの中長期的な成長を実現するための経営基盤の強化、ならびに業績の向上に資するものと考えております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、内部留保の確保に留意して財務体質の改善強化を進めるとともに、株主の皆様への適切な利益還元を継続することを利益配分の基本方針としております。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっては、業績に応じた配当を基本としつつ、あわせて配当性向、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針としております。

##### (3) 内部留保資金の使途

利益配分の基本方針に基づき、業績に応じた適切な利益配分を考慮しながら、内部留保資金については、有利子負債の圧縮及び医薬品の開発と安定的供給のための設備投資資金に充当する方針としております。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年11月期	平成20年11月期	平成21年11月期	平成22年11月期
1株当たり連結当期純利益	85.75円	111.83円	121.98円	122.50円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	17.00円 (-)	25.00円 (12.00円)	30.00円 (15.00円)	32.00円 (15.00円)
実績連結配当性向	19.8%	22.4%	24.6%	26.1%
自己資本連結当期純利益率	24.8%	23.4%	21.6%	17.2%
連結純資産配当率	4.8%	5.2%	5.3%	4.5%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金総額を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 平成22年11月期の数字は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

#### 5. その他

##### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

##### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるストックオプション制度を採用しております。なお、一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数(40,729,417株)に対する下記の新株発行予定残数の比率は0.04%となります。

ストックオプションの付与の状況(平成22年12月31日現在)

取締役会発行決議	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本 組入額	行使期間
平成18年2月24日	17,000株	1,450円	725円	平成20年3月1日から 平成23年2月28日まで

##### (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

###### ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成22年6月16日	第三者割当増資 4,411,903千円	5,270,208千円	3,805,951千円

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年11月期	平成21年11月期	平成22年11月期	平成23年11月期
始 値	2,360 円	2,380 円	2,405 円	2,930 円
高 値	3,040 円	3,350 円	3,530 円	2,975 円
安 値	1,911 円	2,035 円	2,180 円	2,768 円
終 値	2,420 円	2,410 円	2,930 円	2,823 円
株価収益率	21.6 倍	19.8 倍	23.9 倍	—

- (注) 1. 平成23年11月期の株価については、平成23年1月27日(木)現在で表示しています。  
 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(平成22年11月期の数字は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。)で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
 変更はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である田村友一及び有限会社タムラは野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による新株式発行並びに平成20年2月28日開催の当社定時株主総会で承認された買収防衛策又は平成23年1月13日開催の当社取締役会で決議された買収防衛策(ただし、平成23年2月25日に開催される当社定時株主総会で承認されることを条件とする。)に基づく新株予約権の発行(割当)及び同新株予約権の行使による当社の株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。